

平成 2 9 年 1 1 月 1 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年11月1日（水曜日）午後1時29分～午後2時57分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 案 件

- 1 参考人からの意見聴取について
- 2 本委員会からの質問に対する回答について
- 3 これまで提出された記録について
- 4 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○参考人

山下 知徳氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 経理担当職員）

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山内克昌
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	花田昌
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	山田達		

○丸野達夫委員長 それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。
本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

傍聴人に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう、御協力お願い申し上げます。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、アウガ問題調査特別委員会質問事項。こちらは、これから呼び出します参考人山下氏に対する質問事項の内容を記載したものです。

次に、アウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答。こちらは3種類あり、ムラヤマ建設工業株式会社様からの回答、藤本淳様からの回答、そして元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役からの回答になります。傍聴者の方には、固有名詞は黒塗りで配付しております。

次に、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏からいただいております連絡書です。

最後に、アウガ問題調査特別委員会記録提出状況一覧。平成29年10月31日現在のものです。

配付資料は以上でございます。御確認お願いいたします。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり、配付資料渡ってますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、早速ですが案件に入らせていただきます。

案件の1「参考人からの意見聴取について」を議題といたします。

本委員会は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査について調査を行うため、本日、元青森駅前再開発ビル株式会社経理担当職員山下知徳氏を参考人として呼び出しております。

参考人の入室を求めます。

〔山下知徳参考人入室〕

○丸野達夫委員長 どうぞ、御着席ください。

この際、参考人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会の調査のために御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

早速ですが、意見聴取の進め方について申し上げます。

初めに、意見を聞く案件でありますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査について、参考人の意見陳述を行います。

次に、質疑応答を行います。まず、私から参考人に対し基本的な質疑をさせていただきます、次に、通告のあった新政無所属の会会派の中村美津緒委員の質疑を行い、次に、通告のなかった委員の質疑及び再質疑を行います。

参考人におかれましては、質疑に対する答弁は強制ではありません。あくまでもお答えできる範囲内で構いませんが、御発言の際は、私の許可を得てから行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、参考人から委員に対して質疑をすることができないことになっていきますので、御了承願います。

それでは、先ほど御説明した2件の案件について、御意見を述べていただきたいと思っております。参考人、よろしくお願いいたします。

○山下知徳参考人 私は、昭和52年4月生まれの40歳で、青森市在住の山下知徳と申します。

私は、平成13年1月から平成29年4月まで、ビル会社に経理担当職員として従事しておりました。アウガ関連調査特別委員会がことし3月に設置され、青森市議会では取り上げられていた際も、職員としてビル会社におりました。青森市議会から資料請求や内部調査依頼を受けた際、青森市職員の指示に従って、通常業務多忙の中対応に追われる日々がありました。

そんな中、私どもビル会社職員は、平成29年4月をもってビル会社を解雇される通知を受けており、その先の就職のあっせんなどもなく、日々解雇の不安にさいなまれておりました。正直な気持ちとして、なぜ最後の最後まで青森市議会の調査などをやらされるのかと、状況を理不尽に感じながら、それでも最後まで惜しまずに青森市の職員に調査協力をいたしました。しかし、残念ながら、不本意にも、私を含めビル会社職員の大半は解雇を余儀なくされました。

6月議会でアウガ問題がさらに取り上げられ、百条委員会設置が議案として提出された時期、アウガ問題に対する青森市民の関心が高まっているのを感じました。よって、アウガ問題を明らかにする必要があると考え、私がアウガオープン当初からビル会社に経理担当職員として従事していたこともあり、少しでもお役に立つことができたらと思い、今回みずから証人として招致していただきたいと願い出た所存です。

現在、アウガ問題は、平成24年度が焦点ということでしたので、その件に関しまして、こちらに記しました私の記録と記憶をお話しさせていただきます。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの御意見の陳述を終了いたします。

次に、質疑応答を行います。

それでは、私から参考人に対し質疑させていただきます。

先ほども参考人が述べておりましたけど、まず、改めてお名前と現在の御職業をお知らせください。

〔山下知徳参考人 氏名・職業を発言〕

○丸野達夫委員長 次に、参考人は平成13年1月から平成29年4月まで青森駅前再開発ビル株式会社に経理担当職員として勤務されていたようですが、そのことに間違いはありませんか。

○山下知徳参考人 はい、間違いありません。

○丸野達夫委員長 それでは、具体的に担当されていた業務の内容をお知らせください。

○山下知徳参考人 私は、経理を担当しております、アウガがテナントから賃料をいただくのが主な業務でありましたので、私はテナントの売上金を預かりまして、そこから賃料や経費ですね、そちらを差し引いたものをテナントの本社に振り込みをして返す、そういう業務が一番大きな業務でした。ほかに、支払いや現金の管理、そして日常の業務のほとんど一一電話対応ですとか苦情処理、そして収入の管理の表をつくっておりました。

そのようなものを仕事にしておりました。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

以上で、私からの基本的な質疑を終了いたします。

続きまして、中村美津緒委員の質疑を行います。中村委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒と申します。

山下さんにおかれましては、今回、当アウガ問題調査特別委員会に御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。私から、幾つか質問させていただきますので、そちらで、山下さんの答えられる範囲でお答えをいただければと思います。

大変恐縮ですが、座ったままで質疑させていただきます。

まず、初めにですね、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項でありました。あおおり「食」街道めぐり事業というのがありました。そのあおもり「食」街道めぐり事業というのは、市と国の補助金を得て行った事業でありましたが、これはどのようなものだったのか。山下さんの記憶にある範囲で構いません。お答えください。

○丸野達夫委員長 参考人、お答えください。

○山下知徳参考人 こちらに、事前に紙に書いてきたものがありますので、

読み上げさせていただきます。

あおもり「食」街道めぐり事業は、平成 25 年 1 月、アウガ地下新鮮市場の人通りの少ない端の通りを利用し、その区画をフードコートのようにして、青森県の県産食材を使った料理を提供する飲食店を運営する事業でした。また、この事業は、経済産業省の中心市街地活性化支援事業の補助金を活用して、内装工事などが行われました。

ここで、あおもり「食」街道ができるまでの、私の記憶している限りの経緯をお話いたします。

平成 23 年、当時アウガの経営は行き詰っておりました。その前の平成 22 年に青森市からの融資を受け、一旦は持ち直したように見えてましたが、平成 23 年の 3 月 11 日の東日本大震災の影響もあって、やはり長年の赤字体質からは脱却することができずにおりました。

そんな混乱が続く中でしたが、その後、当時新しい方が社長に就任した際は、強烈なインパクトがありました。

当時の社長が就任してから数カ月後の 7 月ごろに、突然、新たな職員が数人ビル会社に入社してまいりました。そのころは、なぜこの時期、ビル会社に何人もの新たな方が突然入社する必要があったのかと不思議に思っておりました。新たに入社した職員は 4 人おりました、そのうち 1 人が新しく就任した社長の御家族の方であり、もう 1 人が営業部に配属された方でした。この 2 人を含めた 4 人は、青森市議会の議員から提案されて、それを受けて青森市の幹部職員の方から紹介してきた 4 人だと伺っております。

当時は、その議員と青森市の幹部職員の方、そして当時の社長の御家族の方がお互い会っているのを何度か見たことがありましたので、よい関係が築かれているものと思っておりました。さらに、議員の御家族の方のお店も地下に出店することになり、ビル会社と青森市、そしてビル会社の取締役と親しい関係にある議員なのだと当時は思っておりました。

一方、私たち職員としましては、当時の社長が以前の経営者と反目していたことを知っておりましたので、今まで相對していた当時の社長がビル会社の社長になったと戦々恐々としたのをよく覚えております。そして、当時の社長の御家族の方がビル会社の経営に携わるために管理事務所へ初めて入ってきた当時、赤字体質でビル会社に従事していた私たち職員に向かって、アウガを今まで赤字に追い込んでいた能力のない職員と非難し、職員たちは悔しい気持ちになったのを覚えております。そして、当時の社長の御家族の方が、管理事務所の中で、「私は『食』街道事業をやる」といったようなことを何度も話していたのを記憶しております。

その後、あおもり「食」街道としてオープンした 5 店舗の飲食店は、青森県産食材を使った親子丼、焼きそば、串揚げ、ラーメンなどを提供し、当時は鹿

内前市長などもオープンセレモニーにいらっしやいまして、テレビ局の取材なども入り、「食」街道めぐり事業は華やかにスタートを切りました。しかし、大変残念なことに、にぎわいを見せたのはオープンから二、三カ月のみで、「食」街道5店舗は、数カ月もせずに次々と退店いたしました。最後に1店舗何とか営業を続けておりましたが、その店舗も閉店に追い込まれました。

今思うと、「食」街道めぐり事業の騒ぎは何だったのかと思えてしまいます。もともと人通りの少ない通りに「食」街道をつくったのがそもそも適切だったのか、今では甚だ疑問に思っております。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

先ほど、あおもり「食」街道めぐり事業、国と市の補助金事業でありましたが、どういうものだったのかというふうに御質疑いたしました。その中で、今、山下様がおっしゃられたことに対しまして、ちょっと確認のためにお聞きします。

平成23年度5月から……、(発言する者あり) ああ、じゃ次の質問でよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

あおもり「食」街道めぐり事業、国と市の補助金事業でありましたが、この事業であります。起案者、発案者はどなただったのか、存じ上げていましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 お答えできますか。はい、参考人。

○山下知徳参考人 申し上げます。

起案者ですが、私が記憶している限り、先ほどの①の項で申し上げました当時の社長の御家族の方が、事務所内で「食」街道をやると申し出ておりましたので、起案者としてはその方が中心であったと記憶しております。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

通常、起案、その発案された書類はですね、どのような決裁ライン——社内で、ビル会社の中で決裁ラインを経て社長にまで上がっていくのか。社長にどのように報告されるのか、教えていただけませんか。

○丸野達夫委員長 参考人。

○山下知徳参考人 申し上げます。

まず、担当職員が稟議書を作成します。稟議書には、起案した業務の細かい内容を記載し、付随する参考資料などを添付します。稟議書を作成したら、役職員より承認を受けます。稟議書には、役職員全員分の承認印を押す欄が

あり、基本は下の役職者から、あるいはその日出勤している役職者が先に承認印を押します。また、承認はどこまでの役職の承認が必要かが決められており、稟議で扱う金額などが少額な場合は例えば部長まで、金額が大きい場合は常務や専務、社長までと細かく決められております。ちなみに、金額が少額な場合でも、上の役職者は事後報告を受ける必要があることも定められております。

当時、内装工事など金額が大きい案件の場合は、社長まで全ての役職者が承認印を押している必要があったと記憶しております。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

中村委員、ありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、これまでお話をいただきましたこのあおもり「食」街道めぐり事業、この事業には、社内で担当者というものはいらっしゃったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 参考人、よろしいでしょうか。

○山下知徳参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、新たに職員として入ってきた方々の一人で営業部に配属された方が「食」街道めぐり事業を担当していたと記憶しております。また、その方だけでなく、青森市の職員の方も一緒に手伝って「食」街道めぐり事業を担当していたのを記憶しております。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、調査項目の(2)でありました。アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与についての状況であります。最初にですね、赤字体質の脱却がなかなか困難だと思いましたが、経理担当者として、この件、アウガが経営破綻に陥るに至るまでのこの件に関しまして、どのように感じていたのか。長年勤めていたと思うんですが、どのように自分は感じていたのか教えていただけませんか。

○丸野達夫委員長 参考人、御答弁お願いします。

○山下知徳参考人 申し上げます。

こちらの(2)の今おっしゃった質問の次の質問で、私が質問されておりました青森市への債務の元金の一部の返済が経営破綻に大きく影響した一因であると考えますが、こちらではそれ以外の出来事を申し上げます。

アウガの経営が厳しかったのは、アウガが商業施設として成り立たないビ

ルであったという現状の青森市側の認識だけでは絶対にはないと思います。

アウガの歴代の経営者の一部、そして一部のテナント経営者、そして青森市側が、アウガの財政に対する監視体制が十分ではなかった中、自分たちの優位な立場、そして自分たちの意向が通ってしまう権力を利用して、秘密裏に、あるいはあからさまに、アウガの財政に悪影響を及ぼす行為を数多く私は目にしてきました。テナントの経営者で、低い賃料で強情にテナントとして居座ろうとする者、自分の身内の業者に利益が回るように計らう者、アウガの設備買いかえに際して青森市の意向を強引に通そうとする青森市職員。多くの理不尽な場面を目にしてきました。

そして、それは外部の者だけでなく、アウガの管理事務所内でも起こっておりまして。

アウガの後期、アウガの経営が厳しかった時期にもかかわらず、役職員が一斉に昇格した時期がありました。その昇格によって役職者手当が上がり、その分、アウガの財政に悪い影響を与えるのは目に見えておりまして。同時に、管理事務所の全職員の少額の昇給があったのですが、それも同じく財政に悪影響を与える要素だと考え、私は一旦は固辞いたしました。会社の方針だからとしぶしぶ認めた出来事がありました。

総じて、これらの出来事から考えるに、アウガの財政は食い物にされていたといっても言い過ぎではないと思います。

清算弁護人からなかなか資料が提出されない現状もありまして、今となつては、それらの数々の出来事を証明することは困難であります。しかし、今回の百条委員会の中で不正疑惑が実際に解明されていることもあり、本来であれば、アウガの歴史の中で不正の疑惑があるのであれば、それを追求するのが本筋ではないかと考えます。それを追求するのが議会であるということもあり、また、アウガ問題以外にも青森市は数々の難題を抱えており、不正の追求には限界があるかとは思いますが、私も、ここでこのように申し上げることしかできません。

しかし、これからの青森市の行政運営で、また理不尽な不正などが起こらないとは決して言えないと思います。そのような不正が起こらないように、健全な行政運営をしていく必要があるのだとすれば、このアウガ問題を追求し、どのような不正があったかを明らかにすることは、青森市のこれからの行政運営の中で十分に教訓になり得ると私は考えます。

今回の百条委員会を通して、これから不正が行われないような仕組みが青森市にしっかり根づくことが、これからの青森市の発展に必要な不可欠であると考えます。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

最初に通告をしていました質疑の最後になりました。山下さんが経理担当者としてですね、債務の元金の一部返済が、先ほど債務超過の原因とおっしゃいましたが、今回その債務の元金の一部返済が債務超過の原因と考えるか、ここ、最後教えてください。

○丸野達夫委員長 参考人、よろしいでしょうか。

○山下知徳参考人 申し上げます。

アウガ破綻の数年前、ビル会社の青森市への債務において、元金返済を先延ばしにすることによって、ビル会社が債務超過に陥らないようにしておりました。しかし、その年だけは、債務の元金を一部青森市へ返済するようにとの青森市側の要請がありました。そして、多額の元金、数千万円規模が返済されることになりました。この出来事は、明らかにアウガの財政に悪影響を及ぼし、アウガの経営破綻に大きな一因になったと考えております。それをはっきり記憶をして、事務所の騒ぎを記憶しております。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

以上で、通告にあった質疑を終わります。

それでは、他の委員で、参考人に対し御質疑等ありますか——ありませんか。

ほかに、再質疑等ありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 これも一問一答方式でよろしかったですか。

○丸野達夫委員長 それでお願いします。

○中村美津緒委員 それでは、再質疑に入らせていただきます。

ちょっと走りで書きましたので、もし間違っていればまた御指摘を山下さんにいただきたいと思います。

先ほどの、平成23年度から新しい社長になって強烈なインパクトがありましたということでありました。そして、数カ月後、7月ごろ、突然新たな職員が数人ビル会社に入社してまいりました。なぜこの時期にそんなにたくさんの方が入社してくるんだろうという話がありました。そのときは、ビル会社の職員として、やっぱり社員を募集するようないろんな仕事量があったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 お答えできますか。ではどうぞ、参考人。

○山下知徳参考人 そのころは、確かに前の経営者からその新しい経営者にかわりまして、やはり青森市とアウガの方針といたしまして、アウガに新しいテナントを誘致しなければならないということはあったと思いますが、それまでも、そこまで多く営業やほかの部に配属がいたことはなかったと思

ますので、それほど多くの職員が必要であるとは私は思えなかったという記憶があります。

以上です。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

次にですね、この補助事業でありました。その担当の方が、その数カ月後、7月ごろに、新しく入ってきた職員が担当したということでありました。その担当した方が、今回の補助事業に関して、いろいろな国そして市に補助金を申し込む際に提出する書類っていうものがありました。その事業が終わったときには、実績報告書という書類も上げております。そういった書類関係も携わった方、担当した方、その担当者は同じ方でもよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 参考人、答えられますか。はい、お願いいたします。

○山下知徳参考人 はい、同じ方です。

以上です。

○丸野達夫委員長 どうぞ、中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますとですね、先ほど、ビル会社の社長の御家族の方が入社されたということでありました。これまで何度も、私の予算特別委員会、そして3月に行われました特別委員会、そして今回の百条委員会でも、いろいろなその、契約嘱託職員であったという方が出てきましたが、ここでちょっと委員長に相談でした。

山下さんに限っては訴訟のリスクがあるので、その個人名を言うことができないうんですが、今回、事の発端はこの実績報告書でありました。事前着工等々、強いものがあるというふうに今回の調査特別委員会でもはかられましたが、そうすると、この実績報告書に書かれている補助事業の実施年月日、そして見積もり合わせに関しましても、見積もり依頼及び選定理由について、青森市などの行政の入札などに入っており——いろんな、ここに書かれている、記載されているのが、適切ではない表現、そして日付も、そして事業の開始の日程も、私が数えたところでは、約11枚が適切ではない表現の書類が添付されています。これは、改ざんされたというほどではありませんが、適切でないこの書類をつくったというのも、先ほどのその、新しく入ってきた担当者ということでありました。この2名のこの実名、山下さんの訴訟リスクを抑えるためにですね、私はこの訴訟のリスクを負いますので、私から、今まで100条調査権を行使して得た情報で、山下さんに合っているか名前を聞いてもよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 私への質問だと思いますが、既にですね、この書類をつくった方の名前は、書類の閲覧の際にわかっております。そして、さらに今、

中村委員の質疑で、同じ人物かどうか確認とれていまして、必然的に、誰を指すのかは百条委員会の委員であればわかっているかと思うのですが、それをあえてここで出す必要性はないと思うんですが、ここで出さなければいけないという理由があれば、私が逆にお聞かせ願いたいんですが。

○中村美津緒委員 わかりました。委員の皆様が、もうここで名前を出さなくても名前を承知しているというのであればですね、その方の2名をですね、後ほど何らかの形でお話を伺いたいと思いますので、今この場では、委員長のお話を了承いたしました。

私からの再質疑は、以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 再質疑にはならないんですけど、山下参考人、本当にきょう来ていただいてありがとうございます。また、中村美津緒委員も小まめな質疑をされているんですが、今やりとりを聞いていると、何て言うんですかね、事実の確認の上というのがこの委員会のモットーだと思うんですけども、その上で進める中で、何て言うんですかね、名前を出すとか、誰が担当だとかということよりも、今の話を聞いていると、アウガの会社というのは、組織として成り立ってなかった。もしも、質疑の趣旨と答えの意図が一致していて、一人の人間の名前を——一人の人間なり二人の人間を悪人にしたいという意図があるのであればわかるんですけども、ただ、今の話を聞いていると、きちっと決裁基準というのがあって、それにのっとってやるのであれば、やはり最終の責任は社長である。その全ての事業においても。また、経理担当者としての意図はあったとしても、最終的な判断、返す返さないの判断っていうのは、やっぱり社長にある、または役員にある。当然、取締役会というのがあると思うんですけども、そういった形で、全ての決定事項というのは——確認ですけども、これらの「食」街道をやるとか、または元金を返すとか、そういったことは組織として取締役会を開いて決めている内容ですよ。それはそのとおりでいいかどうか。要は、取締役会をやらなくて勝手にやったのか、会社として取締役会を開いて、きちんとしたルールのもとでやったものなのかどうか、そこだけちょっとお答えしていただきたいんですけど。

○丸野達夫委員長 参考人、お答えできますか。

○山下知徳参考人 はい、意見を申し上げます。

○丸野達夫委員長 はい、どうぞ。

○山下知徳参考人 申し上げます。

私は、16年間勤めまして、役職にはつかない立場でありました。ですので、取締役会で決まったかどうか、どのような話がなされたのか、そのときに何

も注目していませんでしたので、それは私は知る由がなく、その議事録も見
た覚えはないです。私がここにおりますのは、そのときの記憶をたぐりよせ
まして、それでほぼ間違いがないであろうということをここで申し上げてい
るだけでありまして、記憶を私はここで申し上げております。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ちなみに、参考までにですけれども、取締役会の議事録がですね、きょう
開示になっておりますので、その件は後で見れるということで御了承いただ
ければと思います。

はい、赤木委員。

○赤木長義委員 わかりました。ということは、取締役会が開かれるかどう
かということ、山下さん自身は記憶にはないということ、理解してよろし
いということですか。

○丸野達夫委員長 参考人、よろしいですか。答えることができますか。

今、赤木委員は、取締役会があったかなかったかわからないでしょうとい
うことを聞いたんですよね。

○赤木長義委員 いや、だから、議事録があったのかどうかというのもわか
らない、経理担当者というのは当然——自分の経験からいくと、例えばそう
いう会社内の会議があったら、その内容をやっぱり口頭で聞くなり、内容を
確認して、議事録も確認をした上で次の作業を進めるというのが、通常の私
の民間での経験からいけばそういうふうになると思うんですけれども、今
のお話だと、取締役会があったのかないのかもわからない、記憶にないとい
うお話だったので、それでよろしいですかということでお聞きしたんです。

○丸野達夫委員長 参考人、よろしいですか。

○山下知徳参考人 はい、意見を。

○丸野達夫委員長 はい、どうぞ。

○山下知徳参考人 その取締役会があったかどうかの直接は、私はわかりま
せんが、当時から取締役会の議事録をつくるための作業を、役員のほうから、
そのときに勤めておりましたアルバイト、パートの方がいらっしゃったん
ですが、その方たちが必死に議事録をつくっていたという記憶は、はっきり持っ
ております。

以上です。

○丸野達夫委員長 よろしいですか。赤木委員。

○赤木長義委員 いいです。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。

なければ、以上で参考人に対する質疑は終了いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会のために御出席し、貴重な御意見を述べていただきましたことを心から感謝いたします。

本委員会といたしましては、いただいた御意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

御退席いただいて結構です。

〔山下知徳参考人入室〕

○丸野達夫委員長 案件の2に入ります。

「本委員会からの質問に対する回答について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の2「本委員会からの質問に対する回答について」です。

去る10月11日にムラヤマ建設工業株式会社、10月16日に元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役、10月20日に藤本淳氏に対しまして文書で質問いたしましたところ、資料にありますアウガ問題調査特別委員会からの質問に対する回答のとおり、それぞれ御回答いただいたところです。内容の御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 委員の皆様には事前に内容を御確認のことと思いますが、それぞれの回答について協議してまいりたいと思います。なお、回答文には実名も記載されておりますので、発言の際には御注意くださいますようお願いいたします。

まず、ムラヤマ建設工業株式会社からの回答について、御意見等ありませんか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 まず、ムラヤマ建設工業株式会社のほうからということなのですが、このスイーツコーナーの新設工事の見積書に関しては、藤本さんにも質問がなされている同一の事項になっているんですけども、そもそも、この間この見積もりの説明とかについて、市の説明やビル会社の説明を受けてきた内容と、この回答内容が食い違っているというのがまず1つ。それと、またこの中で幾つか説明があるんですけども、藤本さんとムラヤマ建設工業株式会社さんに同じ質問をしているにもかかわらず、この2者においても回答内容が違っている。全く同じ説明を受けてないということはあるにしても、やはり、見積もりを3者できちんと出したというのであれば、やはり同じ説明がなされてなければならないにもかかわらず、どうもこの2つを見ると、同一ではなかった部分とかさまざまあります。あと、この間、誰が説明したのかということも問題になってきてたんですが、この方の名前も今しゃべれないですけども、出てきています。

その点を考えると、もともとこの2者に関しては、うちの会派から証人喚問するよう求めた上で、最初にまずこの文書での質問を行うということだったので、やはりこの回答は、そもそもかなり簡素な質問に対しての回答がなされていて、もっと詳しく聞きたい部分もありますし、今言ったさまざまな齟齬があることを考えると、当初の予定どおり証人喚問する必要があるのではないかということは、証人喚問を提出した会派として、まず意見としてです。あと、その他の事項で、やるかどうかというふうになってくると。

○丸野達夫委員長 ただいまの発言は、ムラヤマ建設工業株式会社さんと藤本さん、両方証人に呼びたいという意見ですか。山脇委員。

○山脇智委員 そうですね。今、ムラヤマ建設工業株式会社さんのほうの意見をということだったんですが、同一の質問がもう藤本さんにもなされている、その部分の関連も……、「証人喚問出したってことだべ」と呼ぶ者あり) そうですね。

○丸野達夫委員長 ほかに御意見ありますか。

ただいま、山脇委員から、ムラヤマ建設工業株式会社さんの……（「ちょっと山脇さんに確認したいんだけど」と呼ぶ者あり）ああ、どうぞ。赤木委員。

○赤木長義委員 この回答と、市とかビル会社の説明がどう違っていただけ。俺ちょっと記憶……、俺も勘違いしているかもしれないけど。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 そもそもビル会社の説明は、最初はビル会社のほうから説明したという回答だったと思うんですよ。その後さらに確認したら、当時のその建設会社の社員に説明させたということに回答が変わったというのもあるし、あと、やはりこの回答1で——これは言っていないんですけど、エス・アイ・アール……。

○丸野達夫委員長 ちょっと待って——エス・アイ・アールさんは言ってもいいです。

○山脇智委員 エス・アイ・アール建築計画事務所の指示において見積もりの説明があったという部分とこの回答も、また違ってらるわけですね。そういう部分で食い違いが多数見られるし、あと、この説明を受けた設計図面とか内訳書についても、その金額が含まれていたのかどうかという部分でも、2人ともまず意見が違うわけじゃないですか。内訳書（金抜き）というのと、金額を参考とするよう指示を受けたというのでは、また違う部分もあるし、やはりそういう部分を見ると、聞きたいという、その部分に関しての齟齬がなぜ生じているのかというのは、やはり文書による質問だけでは限界があるんじゃないかということです。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 この百条委員会は、基本的には行政に対する調査ですよ。

これはみんな御存じだと思うんだけど、要は、細かい民と民の話の部分を調査しても、そこと、行政がそこにどうかかわったかというところの調査と、ちょっと道がずれてきたような気がするんですが、補助金の部分があるのかもしれないけど……。

○丸野達夫委員長 質問事項としては、当初議決した内容なので、そこについては、私は問題ないと思いますけれども、ムラヤマ建設工業株式会社さんの回答と藤本さんの回答が違うと思えるかどうかという部分と、あと、市の答弁と実績報告書の内容が違うと思えるかどうかだと思います。赤木委員。

○赤木長義委員 そういうことだったらいいんだ。

○丸野達夫委員長 このことに関しては、もう議決されている事項なので、問題ないと思います。山脇委員。

○山脇智委員 あと補足で、やっぱりビル会社が、市もかかっているビル会社があくまでもその人に依頼して行われていたという流れなので、それは当然、官と民両方かかってくるんで、それは民と民の細かいところという部分は当たらないんじゃないかというふうには私は思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。

ただいま、山脇委員から、ムラヤマ建設工業株式会社の村山公之さんに対してですね、証人喚問の提案がありました。このことについて協議してまいりたいと思いますが、御意見等ありますか。

もう既に文書による質問してしまっているんで、文書による質問というのはちょっとないんですけれども……、参考人じゃなくて証人喚問でやりたいということですよ。

御意見なければ、「(「すみません、いいですか」と呼ぶ者あり) はい、秋村委員。

○秋村光男委員 これ、どうなんですか。例えば、この特別委員会で証人喚問として呼びたいということが結論に達したと。その後、弁護士に、例えば証人喚問として呼んだほうがいいのか、参考人招致で呼んだらいいのかという、そういう問い合わせとか指導とかというものはあるんですか。

○丸野達夫委員長 ないです。(「一切ない」と呼ぶ者あり) ここで議決していただいたことをもって。

なければ、お諮りしたいと思います。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 私は、山下さんと同じように、まず1回は参考人でもいいと思います。

○丸野達夫委員長 参考人で呼んだほうがいいのかという御意見もありますが、「(「呼ぶのはいいと思うんだ。呼ぶ必要はある」と呼ぶ者あり) それでは、どちらで呼んだほうがいいのかという議論になろうかと思うんですが——はい、秋村委員。

○秋村光男委員 結局ですね、例えば参考人招致で呼ぶか、あるいはその証人喚問で呼ぶかという、その辺どこで線引くのかという、その自分で判断するための資料を見てね、どっちで呼ぶべきなのかということをもこれ勉強しなきゃだめですよ。

○丸野達夫委員長 参考人の場合はですね、先ほど山下氏が行ったように、みずからの意見や感想を交えながら話していきます。そして、そのことに対して、事前に質問したことに対してお答えしていただくという形になりますが、証人喚問の場合はですね、こちらが聞いたこと以外答弁できませんので、そういう意味では、本人の意見は交えないという形にはなろうかと思えますけれども。「いいか」と呼ぶ者あり）はい。秋村委員。

○秋村光男委員 これで終わりますけれども、ですから私も、参考人招致で呼んだほうがいいのか、証人喚問がいいのかという、どこで線引くのかということ、自分でこれで判断しますと。この資料によってどちらがいいのかということ、その比較するものを私は今ここで持っていません。むしろ参考人招致のほうが、多くのを聞けるわけですね、そういう意味からいくと。今の場面は。そういうふうには判断しますね、今の場合は。

以上です。

○丸野達夫委員長 はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 この書類による質問で、回答が来たわけです。この2者の言っていることが食い違っているわけです。仮に参考人で呼んだ場合には、参考人に不利なものについても、答えなければ答えなくてもいいというようなことがありますので、参考人として呼んでも、実際にこの食い違いがなぜあるのかということ、真実はどこにあるのかということ、ただすという意味で言えば、やっぱり証人として来ていただいたほうがはっきりするのではないかと私は思います。

○丸野達夫委員長 はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 藤本さんとムラヤマ建設工業株式会社さんの回答を見てですね、こんなに同じことを聞いているのに、違うというような回答ですので、私は、きちんと証人喚問として聞いたほうがいいのではないかと考えます。

○丸野達夫委員長 ほかに御意見ありますか。

大方、2つに意見が分かれておりますので、どちらにするべきか、ここで皆様の御意見を聞きたいと思えます。

それでは、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏に対し証人喚問を行うこととすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

それでは、大半の意見が証人喚問という意見でありますので、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏に対しましては、証人喚問を行うことといたします。

会議終了後、事務局が様式を配付いたしますので、11月10日午後5時までに、証言を求める事項を提出していただきたいと思っております。なお、証人喚問の場合は、通告をした方しか質問はできませんので、御注意ください。通告した方しか――きょうは参考人ですので、通告しない赤木委員も質問できましたけれども、そこは御注意してください。

次に、藤本淳氏の取り扱いですが、藤本淳氏に関しましても、山脇委員から証人喚問してほしいとの提案がありましたが、このことについて協議してまいりたいと思っております。

御意見等ありますか――多分同じ意見になろうかと思っておりますが、「同じになるからいいよ」と呼ぶ者あり）これも一応皆様の意見を確認したいと思います。

山脇委員の申し出のとおり、藤本淳氏を証人喚問すべきと思われる方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

それでは、藤本淳氏に対しましては、証人喚問を行うことといたします。

これも、会議終了後、事務局が様式を配付いたしますので、11月10日午後5時までに証言を求める事項を提出していただきたいと思っております。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役の回答について、御意見を伺いたいと思っておりますが、この御意見について何かありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 木村勝治氏からいただきました回答書の中でございましたが、これまでいろいろ調査してきた中と、また相違ある内容がありました。見積もり依頼につきまして、取締役会で決定したというふうに記載されております。また、皆様のお手元にはもう配られていると思うんですが、質問の14でございました。（「回答の14」と呼ぶ者あり）質問の14。そして回答の14の真ん中らへんにですね、このまま読まさせていただきます。「地下食品『りんご箱』も、前店舗から大幅な」云々かんぬんが記載されておりました、「津軽色をコンセプトにした店舗を導入を計画したがその出店者が数か月で倒産に至った。その後店舗造作を行った沼田建設に相談したところ、責任上自前で店舗運営するに至った」というふうに記載されております。このですね、もともとこちらの地下飲食店は、ビル会社と沼田建設様の契約でありましたので、ここが木村様の、その記憶がまず違うというところが、気がつきました。

私が一番気になったところなのですが、ごめんなさい。前にいきます。質問5の回答5をごらんください。これまで、なぜそのアウガ問題が発端になったかと言いますと、今、山脇委員もずっとおっしゃいました、これはあくまでも補助金事業でございます。入札をするのが基本という前提から今、今日に至っております。入札をしなければ、その入札をしなかった理由を報告する。今回でも、報告書には入札をしたということになっております。一番最初に、市側が私たちに説明したのはビル会社側が見積もりを依頼した。それが後に覆されて、内装管理業者であったその沼田建設が見積もり依頼をしたんだ。じゃあなぜ、沼田建設が見積もり依頼をしたんですかという質問に対しては、当ビル会社にはそういった内装工事、そういう見積もりに関してノウハウを有する技術者がいなかった。知っている人がいなかったがために、当時の内装管理業者であった建設会社さんに依頼をしたということでございましたが、ここではですね、当時、ずっと携わっておりましたこの木村勝治様が、このようにおっしゃっております。「私は長年小売り事業に従事しておりましたので店舗造りや食堂開設などにかかる坪当たり工事等の見積額の是非には、かなり精通しておりました。沼田建設などの工事見積額は、割高ではなくむしろ安いと感じた記憶があります」そして、「取締役会に上程、3者を決定したのは取締役会決議になります」というふうに書いております。

こういったところも、非常にもう疑義が残る回答でございました。沼田建設の工事見積額が割高でなくむしろ安いというところにも、すごく私はですね、違和感を感じました。丸投げで内装工事をしました、皆様も閲覧したと思うんですが、三つの工事を携わった、これは会社名を申し上げてよろしいのでしたっけ。以前、工程表等を提出していただいた内装の工事会社でございます。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）沼田建設様からこの三つの内装工事にかかる現場を、ほとんどすべて受注した会社でございました、その会社の見積もり、そして内訳書ですか、請求書に伴う金額がですね、半分以下で工事されているんですね。となるとですね、やはり沼田建設が受注した金額は、やっぱりちょっと高いのではなかったのかなという私は思いがありますことから、ちょっと木村勝治さんの回答書には納得できない。疑義が残るものばかりでございました。

私の所見でございました。以上でございます。

○丸野達夫委員長 ほかに御意見ございますか。

それと事務局に申し上げますが、先ほど中村委員がですね、常務さんの実名を述べたところがあるので、議事録から削除して……。（「名前言っている」「実名でいいの」と呼ぶ者あり）申しわけございませんでした。実名でよろしいそうです。

ほかにございますか。

○丸野達夫委員長 なければ、案件の2はこれで終了したいと思います。

案件の3、これまで提出された記録についてを議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の3これまで提出された記録についてでございます。

既に各委員の皆様には御連絡しているところでございますが、10月27日に、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏から7件の記録の提出を受けたところでございます。提出内容につきましては、配付資料、連絡書に記載のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人から提出された記録を閲覧した委員がもしいらっしゃるのであれば、御意見を伺いたいと思いますが、ございますか。きょう午前11時の開示ですので、次回にしましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうですね。かなりボリュームのある資料でございます。特に先ほど赤木委員もおっしゃってましたけれども、取締役会の議事録は、生々しいやりとりがなされておりますので、ぜひ一読していただければと思います。これは次にしたいと思います。

次に、前回10月19日の本委員会において、市長から提出されました「株式会社BSMモニタリング資料」及び青森市代表監査委員から提出された「財政援助団体等監査資料」について、記録を確認した上で、本日御意見を伺うこととしておりました。

まず、「株式会社BSMモニタリング資料」に関して御意見等ございますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 今、目を通しているところでして、各テナントの売り上げの状況ですとか、なぜ経営が悪化したのかについて提言が述べられていたりとか大変興味深い資料で、これから意見さまざま言いたいとは思いますが、まだ通読、ちょっとかなりの分量なんで、通読していないので、必ず11月9日までは、次の委員会までには読むので、ちょっとそれまで保留してもらいたいという部分はあります。

○丸野達夫委員長 ほかに御意見ございますか。

結構早い段階からビル会社が非常に厳しい状況になっていたことを株式会社BSMは指摘しておりますので、その内容を知る上で大変貴重な参考資料となりますので、次回の委員会までには目を通していただきますようお願い申し上げます。

次に、財政援助団体等監査資料について、御意見ございますでしょうか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 平成 27 年度版のですね、財政援助団体等監査資料から大きくは 3 つ、気になったこと、そして知り得ることができましたことを報告させていただきたいと思います。

まず、冒頭にですね、大きくは固定資産減価償却内訳明細書というものが、きめ細かく添付されておりました。その中に、ビル会社が負担いたしました内装工事に伴う構造物だとか、什器備品等の最初を取得した金額、そして帳簿の期首、期末の金額等が記載されておりました。

実はここから、先日の予算特別委員会等で取り上げました、ビル会社が工事費を負担した什器備品が何があったのかというのが知り得ることができた、ほんと重要な書類であったということがよくわかりました。

次にちょっと、とても不思議だったのがですね、売掛金、未収入金等の内訳明細書から、これも以前も申しあげました直営店、この商品在庫の金額等が単年度ごとにすごくしっかりと記載されておりました。そこでなぜその余った、そして繰り越した在庫があるんだろうというところから疑義が残った感じではございましたが、それがずっと残って記載されていたんですね。その直営店の在庫の処理が、これは平成 27 年度なので、それ以降どうなったのかということも調べるべきだなあと思いましたし、なぜ在庫がずっと残っていたのかという感じで不思議に思いました。

最後に、もっとう不思議に思ったのが、平成 25 年度から平成 27 年これ 2 月というふうに記載されていたんですが、これですともう約 2 年間になります。その 2 年間の間、営業料、共益費、これ一店舗というのでしょうか、一業者が（「テナントでしょう」と呼ぶ者あり）テナントですか、が未収金で約 1100 万円以上も計上されていたんですね。それは、今回初めて知ったテナントでございますので、今まで取り上げられたところではないテナントでございまして、なぜこれが 2 年間も回収できずにいたのかというふうな感じで疑義が残りました。（「平成 25 年のいつから」と呼ぶ者あり）10 月から 27 年 2 月まで。（「じゃあ 2 年間ではないな」「1 年と 7 カ月」と呼ぶ者あり）1 年と 4 カ月ですか。そうですね、申しわけございません。

続きまして、営業保証金がこれもすごく一テナントごとにずっと記載されているんですが、これは平成 29 年 8 月 11 日に陳述書として提出されました地下飲食店の、これ前のオーナーが経営していたこの営業保証金。これは知っておりました。しかし、ついこの間まで入店しておりました、現在も同じ名前の地下飲食店のその営業保証金のこの金額の額の差がですね、十分の一に記載されておまして、この営業保証金はですね、これ誰がどのように決めたのか。また、このテナントごとによって、坪数によって違うのか。営業の年数によって違うのか、すごくばらつきがあるのにですね、すごく違和感を感じた次第でございました。

この監査資料ももっと調べるべきだと思いましたが、また改めて時間をいただきたいとそういうふうに感じました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。

この監査資料もですね、非常によくできております。赤木委員と私は監査委員であったときに、これは扱っておりますけれども、ビル会社が特定のテナントに対して内装工事を行っている実態ですとか、家賃の滞納状況が実名で出ておりますし、営業保証金の各テナントの額も記載されております。売掛金を預けているテナント、預けていないテナントもわかるようになっていきます。あと、直営店の仕入れ状況や販売手数料、あと議会でもよく質問に出てきました販売費や一般管理費の内訳が詳細に記されている資料ですので、御一読いただいて御意見を述べていただくことは、この調査には有益だと思いますので、なるべくでしたら次回の委員会までに目を通していただければと思います。

ほかにございますか。

○丸野達夫委員長 なければ、案件の3はこれにて終わります。

案件の4、その他に入ります。

その他、委員の皆様から御意見等ございますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 先ほど、ムラヤマ建設工業株式会社さんと藤本さんの証人喚問をする方向性が確認をされました。そして、この回答では、質問は誰に見積もりを受けたのかということの主眼として質問をしてきたわけなんですけど、今回の回答で個人名が出されています。今、まだ述べることはできませんが、この方も当然ながらこの2者を呼んで確認をするのであれば、実際にこの依頼をした方も喚問する必要があるのではないかとということで、私はこの方も証人喚問をするべきだということで、書類をつくってききましたので、配付をしてもよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 それはどうぞ。

〔各委員に資料配付〕

○丸野達夫委員長 済みません。者がAから何氏になっているのかわからないんですけども。（「元社員で説明」と呼ぶ者あり）それでは、元社員で。山脇委員。

○山脇智委員 この元建設会社の社員から見積もりの依頼を受けたと。どういう説明をされたのか、どういう依頼を受けたのかではそこが食い違っているけれども、受けたというのが2者からはっきり言われてますので、果たしてその説明がどういうものであったのかというのを、やはり本人に確認する必要があると思うので、受けた人だけの話を聞いただけではその事実と整合性がはっきり言えないと思うので、当然2者を喚問するんだったら、この方

も私は証人喚問するべきだということで、今回要求書を提出しました。

○丸野達夫委員長 ただいま山脇委員から元沼田建設社員を証人喚問するとの提案がありましたが、このことについて協議してまいりたいと思いますが、御意見等ございますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）はい、赤木委員。

○赤木長義委員 藤本さんと村山さんが証人喚問ですので、同じような扱いにしなくてはだめだと思います。

○丸野達夫委員長 それでは、よろしいですか。証人喚問することで。（「はい」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 それでは、元沼田建設社員に対しまして証人喚問することといたします。

これも会議終了後、事務局が様式を配付いたしますので、11月10日午後5時までに証言を求める事項を提出していただきたいと思います。

ほかにございますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 先ほど私、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役に質問をいたしまして、その回答書に関しましても疑義が残る内容ばかりでございますので、この方も証人喚問を要求させていただきたいと思います。そのための書類を委員長に提出してよろしいですか。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

〔委員長に資料提出、各委員へ配付〕

○丸野達夫委員長 ただいま中村美津緒委員から元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役を証人喚問するとの提案がありましたが、このことについて協議してまいりたいと思います。

御意見等ございますか。はい、仲谷委員。

○仲谷良子委員 証人喚問に賛成です。

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 賛成している声がありますが、反対する声はありますか。はい、赤木委員。

○赤木長義委員 反対するものではないんですが、ただ、どうせだったら山下さんに聞いた内容と違ってというのは、確認の意味で聞かないんだか。これ内容的に違う内容になっちゃっているんだが。

○丸野達夫委員長 聞くことはこれから皆さんに出してもらおうので、その中で書いてもらえれば。赤木委員。

○赤木長義委員 これはあくまで中村委員の。

○丸野達夫委員長 これは中村委員の意見です。だから、赤木委員からこの質問をしたいというその文書があれば。

それでは、証人喚問をする方向でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役に対しましては、証人喚問をすることといたしたいと思います。

会議終了後、これも事務局が様式を配付いたしますので、11月10日午後5時までに証言を求める事項を提出していただきますようお願いいたします。ほかにございますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 私から最後でございました。

先ほども申し上げました実績報告書。かなりの不適切な日付等々記載された、また、見積もりが3者呼んだというふうに記載されているが、実際呼んでいないということが、はっきり言って、恣意的にそして意図的につくられたと思われるこの実績報告書を作成したビル会社。本来であれば、先ほど元常務取締役のこの方からお話を聞けばわかるんですが、この方の回答書にも担当者がいたということをおっしゃっております。また、先ほども参考人で来ていただいた山下氏も同じことを言っておりました。

そこで委員長にお諮りを、お聞きしたいと思います。

まず一つ。この実績報告書を作成したその方。そして、この国、市の補助事業に携わる担当した者。でまた、これを提案したというふうに思われているその者。この2名に関しまして。

○丸野達夫委員長 もう一回。お願いします。

○中村美津緒委員 この実績報告書を、その前に。国、市の補助事業にかかる担当した者と、この実績報告書、そして今までの書類を作成した人は同じ者と聞きました。その方。そしてまた、これまでいろんな中で出てきました当時の社長であります家族の方が入社してきて、いろいろこの補助事業からいろいろな直営店、そして各テナントに携わってきたと名前が出てきました契約嘱託職員、この者。もう皆様ももう名前がもう存じ上げていると思いますので、この2名に関してまして、私も改めて証人喚問として呼びたいと考えております。ただ、今、ここで委員長にお諮りをさせていただきたいと思っております。

○丸野達夫委員長 何を。

○中村美津緒委員 私は呼ぶべきだと思いますので、その呼ぶための（「要求書を出すということ」と呼ぶ者あり）はい。よろしいでしょうか。（「要求書を出すということ」でしょうか。どうぞ）と呼ぶ者あり）じゃあ、今初めて山下さんの話を伺って、その2名が皆様の中でももう特定されたと思いますので、今はちょっとここに手元にその要求書がございません。すぐ作成してまいりますので、資料作成のお時間、5分少々お時間いただける時間、いただけませんか。

○丸野達夫委員長 本当に5分で終わるのか。（「頑張ります」呼ぶ者あり）

(「次でもいいだろう。次にしろって」と呼ぶ者あり) 次にしろという声もあります。今、どうしてもやりたい。(「次にしろって」と呼ぶ者あり) (「今やるのと、次やるのとではどういう違いがあるのか」「時差ができてしまうということか」「しかもその上司を証人喚問しているんだぞ。上司を証人喚問しているんだから、その上司の話聞いてから聞いたらわかるけれども、一緒というのはおかしいだろう。まずは上司の話聞いて、それからだろう」と呼ぶ者あり) どっちが先とはまだ決めていないから。証人喚問の日はまだ決まってないので。済みません。そこだけは誤解のないように。木戸委員。

○木戸喜美男委員 つくってきてください。

○丸野達夫委員長 よろしいですか、5分ほど。(「はい」と呼ぶ者あり)
5分暫時休憩いたします。

午後 2 時 44 分休憩

午後 2 時 49 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

資料を配ってください。取り扱いには注意してください。個人名なので。

〔委員に資料配付〕

○丸野達夫委員長 どちらの方も元職員ということになるかと思いますが、これ、どうやって分けて言ったらいいか。議事進行する上で言いづらい。(「イニシャルはだめなのか」と呼ぶ者あり) どちらかをA、どちらかをBにして、皆さんに周知してください。

〔事務局が各委員に周知〕

○丸野達夫委員長 区別が難しかったので、一方を担当者、一方を契約職員として読んでまいりたいと思います。

休憩前にですね、中村美津緒委員から元青森駅前再開発ビル株式会社担当者及び契約職員を証人喚問したいとの提案がございました。

このことについて、協議してまいりたいと思います。

御意見等ございますか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは兩名に対して証人喚問することといたしたいと思います。

会議終了後、こちらも11月10日午後5時までに証言を求める事項を提出していただきたいと思います。はい、赤木委員。

○**赤木長義委員** 担当者と契約職員には、出頭希望日が11月となっているんだけど、そのほかの人は書いてないんだけど、これは別に11月に決まった話ではないということか。(丸野達夫委員長「ないです」と呼ぶ) そこだけ確認です。

○**丸野達夫委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸野達夫委員長** それでは私から、2点ほど報告したいと思います。

契約書の日付が違う件につきまして、地方自治法第100条第1項の規定に基づく記録の提出請求により、青森駅前再開発ビル株式会社が青森市に提出した「青森市『食』街道めぐり事業補助金完了実績報告書」に添付されている「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」の工事請負契約書と、有限会社沼田建設から提出された「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」の工事請負契約書を調査した結果、青森駅前再開発ビル株式会社が青森市に提出した工事請負契約書では、契約日が平成24年7月25日、工期が平成24年7月25日から平成24年7月28日までとなっておりますが、有限会社沼田建設から提出された工事請負契約書では、契約日が平成24年6月27日、工期が平成24年7月2日から平成24年7月28日までとなっております。

この件に関して市に調査を依頼し、市において青森駅前再開発ビル株式会社が保有している工事請負契約書を確認したところ、市に提出された「青森市『食』街道めぐり事業補助金完了実績報告書」に添付されている工事請負契約書と同じく、契約日が平成24年7月25日、工期が平成24年7月25日から平成24年7月28日までとなっていたとの報告を受けておりますので、ここで報告させていただきます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**丸野達夫委員長** それとですね、もう1点。陳述書についてですが、去る8月11日に受理した陳述書、平成13年のアウガのオープン当初から開店しておりました地階飲食店のオーナーからのものでありますが、この取り扱いについては、本委員会の調査を進めていく中では、この件に限らず、さまざまな情報が寄せられておりますので、当該陳述書も情報の1つとして受けとめることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**丸野達夫委員長** それでは、そのように取り計らいたいと思います。

次回の委員会の開催日ですが、当初の予定では11月9日となっておりますが、3名の委員、里村委員、木戸委員及び赤木委員が全国都市問題会議に出席するため欠席となる予定です。

次は、証人喚問の大事な議決でございますので、その日を避けて、13日の

午後1時30分からとしたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回の開催は11月13日午後1時30分からといたしたいと思います。（「14日はなくなるのか」と呼ぶ者あり）14日はなくなると思います。まだ、決めてはおりませんが。（「9日はなくなるのか」と呼ぶ者あり）9日はなくて13日になります。

○丸野達夫委員長 この際、事務局から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（ 会 議 終 了 ）